

高知県木質資源利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県木質資源利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、森林資源を活かした循環型社会の形成並びに新たな産業及び雇用の創出に向け、木質バイオマスエネルギーの地域循環利用の促進を図るため、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知）、木材産業国際競争力強化対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）、木材産業国際競争力強化対策実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知）、木質バイオマス利用促進対策のうち木質バイオマス燃料品質向上施設整備交付金事業実施要領（令和3年1月28日付け2林政利第127号林野庁長官通知）、木質バイオマス利用促進対策のうち木質バイオマス燃料品質向上施設整備交付金事業実施要領の運用について（令和3年1月28日付け2林政利第128号林野庁長官通知）、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）等に基づき、別表第1に掲げる事業主体が事業を行うために要する経費について、同表に掲げる補助事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等については、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとするときは、所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第1項の規定による書類の提出に当たって、納期限の到来した県税について滞納がないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等を添えて提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない者にあっては、その旨の申立書を添えて提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 所長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付が適当であると認められるときは、別記第2号様式による決定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該事業主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴

排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。)であるとき。

- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
 - (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であるとき。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 所長は、前条の補助金等交付申請書を受理した後において、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、当該事業主体は、この現地調査等に協力しなければならない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所轄の所長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、第5号に規定する処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳及びその他必要な関係書類を保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第2条に規定する補助目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(機械及び器具にあつては、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。)については、処分を制限する期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に規定する財産にあつては大蔵省令に規定する耐用年数に相当する期間(中古機械にあつては、高知県木質資源利用促進事業事務取扱要領第2の1の(1)の③ウの期間。大蔵省令に定めのない財産にあつては、農林畜水産関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)別表に規定する期間)をいう。以下この条において「処分制限期間」という。)内において、知事の承認を受けずに、第2条に規定する補助目的に反して使用し、譲渡し、

- 交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (6) 処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容が第4条の補助金等交付申請書の添付資料（別記第1号様式別紙3）に具体的に記載されている場合は、知事の承認を受けたものとする。
 - (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間又は転用制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。ただし、公用の用に供する場合又は天災地変その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。
 - (8) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
 - (9) 補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令、規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことがあること。
 - (10) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
 - (11) 補助事業の実施に当たっては、第5条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (12) 別表第1のメニュー（事業）のうち1木質バイオマス利用施設等整備の補助事業において、市町村以外のものが事業主体である場合は、補助金等交付申請書の提出に当たり別記第1号様式の別紙5による「誓約書」を添えなければならないこと。
 - (13) 市町村が補助事業者である場合は、補助金の交付に際し、事業主体に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。

（変更の手続）

第7条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、別記第3号様式による変更等承認申請書を所長に提出しなければならない。提出を受けた所長は、速やかに内容を確認し、知事に報告するものとする。

2 規則第5条第1項第1号の知事が別に定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する場合以外の場合とする。

- (1) 補助金額の増加
- (2) 補助金額の増加を伴わない補助対象経費の20パーセントを超える増減

（遂行状況報告）

第8条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第4号様式による遂行状況報告書を所長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を所長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第6号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに所長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第8号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して所長に報告しなければならない。

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（実績報告において前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第7号様式により所長に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

4 前項の規定による報告は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した年度の翌年度の5月末日までに行わなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定していない場合は、翌々年度の5月末日までに報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 所長は、前条の規定により実績報告書及び関係書類が提出されたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査した上で、補助金の額を確定するものとし、確定額は、申請に基づく交付決定額と実績報告により算出した額とのいずれか低い方の金額とする。この場合において、交付決定額と確定額とが相違する場合は、別記第8号様式により当該補助事業者に通知する。

(繰越しの承認の申請)

第12条 補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第9号様式の繰越承認申請書を提出し、所長の承認を受けなければならない。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(雑 則)

第15条 高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）第7条の規定に基づき、木質バイオマス発電施設整備等の広域的な事務を処理する必要がある場合は、この要綱中「所轄の林業事務所長」、「所轄の所長」及び「所長」とあるのは、それぞれ「知事」と読み替えて適用するものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 17 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 10 条及び第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 5 月 22 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 4 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 24 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

メニュー（事業）	事業種目（工種）又は事業内容	事業主体	補助事業者
1 木質バイオマス利用施設等整備	<p>木質バイオマスエネルギー利用施設整備（木質バイオマスエネルギー利用施設装置）</p> <p>木質バイオマス加工流通施設等整備（木質バイオマス供給施設装置、木質バイオマスエネルギー供給用機械、未利用間伐材等活用機械）</p>	<p>市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一部事務組合、社会福祉法人、PFI事業者、民間事業者その他知事が認めるもので、県内に事業所を有し、原則として県内に法人登記をしているもの</p>	<p>市町村等（原則として市町村とする。ただし、事業主体としての条件は満たしているが、事業主体が所在する市町村の補助制度上の理由等により、市町村が補助事業者になることができない場合に限り、事業主体のうち知事が特に認めたものは、補助事業者になることができる。）</p>
2 熱利用原木確保緊急対策	熱利用向け木質燃料製造用の原木仕入れコスト支援	県内の熱利用向け木質燃料を製造する県内の事業者	事業主体
3 木質バイオマス利用コスト支援	燃焼灰回収等コスト支援	市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、一部事務組合、社会福祉法人、特定非営利活動法人、PFI事業者、民間事業者その他知事が認めるもの	事業主体
4 附帯事務費	1の事業の実施について、補助事業者である市町村が指導監督及び事業の推進に必要な会議の開催等に要するもの	市町村	市町村

3 事業の内訳

単位：円

メニュー	市町村名	事業主体名	施行箇所名	工種又は施設区分	構造規格又は規模	事業量		事業費 (A+B+C+D)	経費内訳				工期		受益戸数	備考	
						A	B		県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)	着手 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日			
総計																	

- (注) 1 「工種又は施設区分」欄は、別表第2に定める工種又は施設区分ごとに記入することとし、工種又は施設区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入し、「経費内訳」欄及び「受益戸数」欄は、事業主体ごとに計のみを記入してください。
- 2 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格、建物の構造等について記入してください。なお、別表第2のうち呼称単位が「式」及び「-」で表示されている物については、別紙1を設け、1件(単品目)ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
- 3 「工期」欄は、別表第2に定める工種又は施設区分呼称単位ごとに記入してください。
- 4 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「備考」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙2を設け、記入してください。

4 事業完了予定年月日
年 月 日

5 収支予算

(1) 収入

単位:円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
計		

(2) 支出

単位:円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
事 業 費		
附 帯 事 務 費		
計		

6 添付資料

- (1) 補助金の交付に関する規定(市町村の継ぎ足し補助がある場合)
- (2) 市町村以外の事業主体が当該補助金に消費税等相当額を含めて補助金の交付を申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書(写し)、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)
- (3) 実施設計書等
- (4) 補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合に限り、別紙3を添えてください。
- (5) 高知県木質資源利用促進事業事務取扱要領(以下「要領」という。)第2の1の(2)の規定による「木質バイオマス利用推進に向けた課題解決につながる事業」については、別紙4を添えてください。
- (6) 別表第1のメニュー(事業)1木質バイオマス利用施設等整備において、市町村以外の事業主体は、補助金等交付申請書の提出に当たり別紙5を添えてください。
- (7) 市町村以外の事業主体は、別紙6を添えてください。
- (8) 別表第1のメニュー(事業)1木質バイオマス利用施設等整備のうち木質バイオマス加工流通施設等整備については、別紙7-1、別紙7-2を添えてください。

事業種目		工種又は施設区分			
施設等区分	構造規格又は規模	事業量		事業費	備考
		A	B		

令和 年度高知県木質資源利用促進事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

区 分	事業主体名	事業費	県補助金	課 税 式	仕入れに係る 消費税額及び 地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税 確 定 未確定	備 考
						補助率	消費税分 補 助 金 相 当 額		
合 計									

- (注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。
- 2 第10条第3項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。
- 3 「課税方式」欄は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、同法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入してください。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記入してください。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあつては「確定」、それ以外の場合にあつては「未確定」と記入してください。

別紙3

事業主体が補助事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために補助金対象物件を担保に供する場合の内訳書

記

1 補助事業者名	
2 事業主体名	
3 担保施設の概要 (1) 名称 (施設名) (2) 所在地 (3) 構造、規模等 (4) 総事業費及び負担区分	
4 借入れの概要 (1) 借入先 (2) 制度融資名 (3) 資金区分 (4) 借入額 (5) 償還期間 (6) 債務保証	
5 その他参考となる事項 (1) 事業計画作成申請書 (2) 償還予定表 (3) 利用する制度融資のパンフレット等	

別紙4（※課題解決事業のみ）

要領第2の1の(2)による「木質バイオマス利用推進に向けた課題解決につながる事業」としての課題解決方法（改善性、新規性、モデル性等）の確認資料

1 補助事業者名											
2 事業主体名											
3 導入施設の概要 (1) 名称（施設名） (2) 所在地 (3) 構造、規模等											
4 課題解決につながるポイント (1) 事業の現状と課題 (2) 課題解決の方法及び導入施設の必要性 (改善点、新規性、モデル性、その他課題解決につながるポイント、導入施設の必要性等を記載)											
5 導入施設の稼働率の確保 (1) 目標年度までの利用計画（エネルギーの数量） （単位：t/年）											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">現 状</th> <th style="width: 15%;">導入年度 (R)</th> <th style="width: 15%;">1年目 (R)</th> <th style="width: 15%;">2年目 (R)</th> <th style="width: 15%;">3年目 (R)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	現 状	導入年度 (R)	1年目 (R)	2年目 (R)	3年目 (R)						
現 状	導入年度 (R)	1年目 (R)	2年目 (R)	3年目 (R)							
(2) 利用計画達成のポイント（調達・販売に係る協定等を基に記載）											

林業（振興）事務所長 様

住 所
補助事業者 氏 名

誓約書

（補助事業者名）は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

誓約書兼同意書

私は、高知県木質資源利用促進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること(関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有)＜及び照会の結果について〇〇市＜町村＞に提供すること＞に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金
- ・貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

(代表者・職)氏名(自署)

